

## 公益社団法人 淡路納税協会 会費基準表

区 分	資 本 金	従 業 員 数	会 費 (年 額)
1 級	10 億円以上	500 人以上	100,000 円
2 級	5 億円以上	300 人以上	60,000 円
3 級	1 億円以上	150 人以上	25,000 円
4 級	5,000 万円以上	80 人以上	10,000 円
5 級	1,000 万円以上	30 人以上	6,500 円
6 級	300 万円以上	10 人以上	5,500 円
7 級	300 万円未満	10 人未満	5,000 円
個 人			5,000 円
賛助会費			5,000 円

(注)・会費は、年1回払い。毎年4月1日現在の資本金又は従業員数による。

- ・本店法人は、資本金又は従業員数のいずれか上位による。
- ・管轄外に本店を有する法人並びに特殊法人については4級額とする。
- ・年度途中に入会された場合、7月以降の入会は月割り計算をする。
- ・途中退会されても、既収会費の払い戻しはしない。
- ・本店法人が当協会の会員である場合、その子会社及び関連会社の会費は7級を適用する。
- ・営利を目的としない団体及び企業の会費は7級を適用する。
- ・洲本商工会議所、各市商工会、五色町商工会については4級額とする。
- ・金融機関（農業協同組合を含む）については3級額とする。
- ・淡路地区青色申告部会連合会については4級額の4倍の額とする。
- ・賛助会費は、法人会員又は個人会員の支店等から徴収する会費とする。
- ・上記の会費（法人会費及び個人会費。賛助会費を含む。）は、その20パーセント以上を公益的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額については、共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。